

法定添付書類（省令第4条）

- (1) 法人にあってはその登記事項証明書
登記事項証明書 別紙のとおり
- (2) 主として販売する物品の種類
別記1のとおり
- (3) 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
建物配置図 別紙配置図（図面No.3）のとおり
各階平面図 別紙平面図（図面No.4）のとおり
- (4) 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客自動車の台数等の予測の結果及び算出根拠
小売店舗に係る必要駐車台数の算出根拠

原単位区分	係数等	算出根拠
日來客数（人） $A(a \times b)$	1,903 人	人口：139,416 人（古河市・R7.7.1） 指針の算定式、係数に拠る 人口 40 万人未満 店舗面積 5 千㎡未満：1,100-30b
店舗面積当たり日來客数 原単位（人／千㎡） a	1,045 人／千㎡	
店舗面積（千㎡） b	1.820 千㎡	
ピーク率（％） B	14.4％	人口 10 万人以上、その他地区 店舗面積 10 千㎡未満：2.0 店舗面積 10 千㎡未満：(30+5.5b) / 60
自動車分担率（％） C （駅からの直線距離：1,300m）	70.0％	
平均乗車人員（人／台） D	2.0 人／台	
平均駐車時間係数 E	0.667	
必要駐車台数 $A \times B \times C \div D \times E$	64 台	

- (5) 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項

①方面別自動車台数予測値等
変更なし

②出入口別入庫処理能力
変更なし

- (6) 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法

①自動車の案内経路・案内表示
変更なし

②交通整理員の配置状況
変更なし（随時誘導員を配置）

- (7) 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
(C-1)

荷さばき時間帯	搬出入車両台数	積載重量・台数
6 時～21 時	3 台	4 t 3 台
21 時～6 時	1 台	4 t 1 台
合 計	4 台	4 t 4 台（1 台当たり 15 分）

※同時作業可能台数：1 台

(C-2)

荷さばき時間帯	搬出入車両台数	積載重量・台数
6 時～21 時	1 台	4 t 1 台
21 時～6 時	1 台	4 t 1 台
合 計	2 台	4 t 2 台 (1 台当たり 15 分)

※同時作業可能台数：1 台

- (8) 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
設置なし

- (9) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面

設 備 名	設置位置	稼働予定時間帯
空調用室外機	S-1、S-4～S-18、S-20、S-25～S-29	24 時間
冷凍・冷蔵用室外機	S-3、S-21～S-24	24 時間
給湯器	S-2、S-19	24 時間
給排気口	K-1～K-11	24 時間

・設備配置図 別添騒音報告書 騒音発生源位置図（図面No.2）のとおり

- (10) 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

① 個別騒音予測

別添騒音報告書 7 頁のとおり

・発生源位置図 別添騒音報告書 騒音発生源位置図（図面No.2）のとおり

② 予測地点別合算結果（別添騒音報告書のとおり）

予測地点	予測結果及び評価結果		予測地点の 地域類型
	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）	
	等価騒音レベル	等価騒音レベル	
A 地点	42 dB	42 dB	B（第一種住居地域） 昼間：55 dB 夜間：45 dB
B 地点	49 dB	45 dB	
C 地点	43 dB	44 dB	
D 地点	40 dB	40 dB	

※「騒音に係る環境基準について（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示）」の地域類型

・予測位置図 別添騒音報告書 騒音予測地点位置図（図面No.1）のとおり

・予測計算方法 別添騒音報告書のとおり

—評価—

等価騒音レベルの予測結果は全予測地点で環境基準値以下となっております。よって、周辺環境に及ぼす影響は少ないと考えられます。

なお、周辺から苦情等があった場合には誠意をもって対応します。

- (11) 夜間において、大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠

従来より午後 9 時以降も騒音が発生しており、今回の変更による夜間騒音レベル最大値に変化はないため予測を行っておりません。

なお、周辺から苦情等があった場合には、誠意を持って対応します。

(12) 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

廃棄物種類 原単位区分			紙製 廃棄物等①	金属製 廃棄物等②	ガラス製 廃棄物等③	小 計 ①+②+③
1 排日 出当 予た 測り 量 (t) A	面積6,000㎡ 以下の部分	排出量原単位 a	0.208	0.007	0.006	
		店舗面積 ※ ¹ b	1.82千㎡			
		小計(a×b=c)	0.379	0.013	0.011	
	面積6,000㎡ 超の部分	排出量原単位 d	0.011	0.003	0.002	
		店舗面積 ※ ² e	千㎡			
		小計(d×e=f)				
	計 (c + f)		0.379	0.013	0.011	
廃棄物等の平均保管日数 (日) B			1	1	1	
廃棄物等の見かけ比重 (t／㎡) C			0.1	0.1	0.1	
廃棄物等の必要保管容量 (㎡) A×B÷C			3.786	0.127	0.109	4.022

廃棄物種類 原単位区分			プラスチック 製廃棄物等④	生ごみ等⑤	その他の可燃 性廃棄物等⑥	小 計 ④+⑤+⑥
1 排日 出当 予た 測り 量 (t) A	面積6,000㎡ 以下の部分	排出量原単位 a	0.02	0.169	0.054	
		店舗面積 ※ ¹ b	1.82千㎡			
		小計(a×b=c)	0.036	0.308	0.098	
	面積6,000㎡ 超の部分	排出量原単位 d	0.003	0.02		
		店舗面積 ※ ² e	千㎡			
		小計(d×e=f)				
	計 (c + f)		0.036	0.308	0.098	
廃棄物等の平均保管日数 (日) B			1	1	1	
廃棄物等の見かけ比重 (t／㎡) C			0.01	0.55	0.38	
廃棄物等の必要保管容量 (㎡) A×B÷C			3.640	0.559	0.259	

合 計 ①+②+③+④+⑤+⑥	8.48
-----------------	------

上記のとおり、廃棄物保管施設 (11.25㎡) は必要保管容量 (8.48 ㎡) を満たしています。

指針に基づく配慮事項

駐車需要の充足等交通に係る事項について

- 駐車場の位置及び構造等
変更なし（平面自走式 A-1～A-3）
- 駐輪場の確保等
変更なし（店舗西側 2 か所 B-1、B-2）
- 自動二輪車の駐車場の確保
変更なし（設置なし）
- 荷さばき施設の整備等
変更なし（店舗北西側 1 か所 C-1、店舗南側 1 か所 C-2）
- 経路の設定等
（来客自動車の経路設定）
現状の運用と変更なし

（搬出入車両の経路設定）
現状の運用と変更なし

（その他）
現状の運用と変更なし

歩行者の通行の利便の確保等について

現状の運用と変更なし

廃棄物減量化及びリサイクルについて

現状の運用と変更なし

防災・防犯対策への協力について

- 防災対策
現状の運用と変更なし
- 防犯対策
現状の運用と変更なし
従業員による定期的な巡回・声かけ及び店内放送等を用いて、注意喚起に努めます。
- 青少年の非行防止対策
現状の運用と変更なし
従業員による定期的な巡回・声かけ及び店内放送等を用いて、注意喚起に努めます。

騒音の発生に係る事項について

○荷さばき作業における騒音対策

現状の運用と変更なし

- ・静音作業に努めます

○附帯設備における騒音対策

現状の運用と変更なし

- ・低騒音かつ低振動型の機器を使用しています
- ・極力、住居側に向けない配置としています
- ・定期点検及び清掃を随時実施し、騒音の極大化を防ぎます

○駐車場における騒音対策

- ・来店客に対して不要なアイドリングを行わないよう、騒音抑制意識の働きかけを行います
- ・従業員用駐車場を使用する従業員に対して、騒音抑制意識の徹底を図ります

○その他の騒音対策

特になし

廃棄物に係る事項について

○廃棄物等の保管方法

現状の運用と変更なし

○調理臭等の発散防止

現状の運用と変更なし

街並みづくり等について

現状の運用と変更なし

光害の防止について

現状の運用と変更なし

地域貢献活動の取り組み

- ・災害発生時は積極的に地域住民の利便性確保に努めてまいります。
- ・従業員の採用は地元から優先的に雇用するよう努めます。